

# 除塩事業査定基準

平成29年6月9日付け29農振第452号  
農林水産省農村振興局長

## 第1 趣旨

- 1 津波又は高潮による海水の浸水のために塩害を受けた農用地の査定にあたっては、除塩事業実施要綱（平成29年6月9日付け29農振第450号）に定めるもののほか、本基準によるものとする。
- 2 直轄除塩事業実施要綱（平成29年6月9日付け29農振第449号）の実施についても、本基準を準用する。

## 第2 事業採択の範囲

- 1 採択する事業は、農用地の表土の塩分（塩素）濃度が0.1%以上の塩害農用地を地域の土壌特性を踏まえ作物の生育に影響がない程度以下の塩分（塩素）濃度に除塩する事業とする。  
ただし、畑地にあつては、表土の塩分（塩素）濃度が0.05%以上の塩害畑地を地域の土壌特性を踏まえ作物の生育に影響がない程度以下の塩分（塩素）濃度に除塩する事業とする。
- 2 事業の内容は以下のとおりとする。
  - (1) 用排水路（送水管、サイフォン、暗渠、除塩溝等を含む。）、排水樋門、井戸等の改修、改築及び新設
  - (2) 揚排水機（付属品、動力機を含む。）の設置、運搬、据付及び撤去
  - (3) 送電線の架設
  - (4) 機場の設置
  - (5) 揚排水機の借入れ又は購入
  - (6) 排土
  - (7) 客土
  - (8) 石灰等施用
  - (9) 耕起及び砕土
  - (10) 除塩のための湛水及び排水に要する経費
  - (11) その他これらに準ずる除塩のための事業に必要なもの

## 第3 1箇所の取扱い

塩害にかかる箇所が150メートル以内の間隔で連続している農地にかかる除塩のための事業及び一の農地について塩害にかかる箇所が150メートルを超える間隔で連続している場合にかかる除塩のための事業については、1箇所とみなすことができる。

## 第4 事業費決定の基準

- 1 事業費は財務省係官立会のうえ現地調査に基づいて決定することを原則とする。
- 2 事業費の決定は次の各号に定めるところによるものとする。
  - (1) 揚排水機の購入に対する補助対象額は別記1により算定した賃借料の額の範囲内とする。

- (2) 揚排水機の賃料に対する補助対象額（下記ウに該当する場合は、同号に定めるところによる。）は別記2により算定した賃料の額の範囲内とする。
- (3) 国の補助を受けて購入した機械の貸し付けを受けた場合の借料については、当該機械の購入費の額から国庫補助額を控除して得た額を基準とし、別記2により算出した額の範囲内とする。
- (4) 機械器具の運搬、据付け、撤去及び送電施設に要する費用は必要最小限度のものとする。
- (5) 取水施設を新設、改修又は改築する場合は、必要最小限度の工法とする。
- (6) 用排水路の新設及び改修については、土水路を原則とするが、木造、土留柵工等を施行することが技術上やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。
- (7) 除塩溝及び暗渠については必要最小限度のものとする。
- (8) 既設排水樋門の改築又は新設は、除塩のために通水能力が不十分な場合に限るものとする。
- (9) 排土工事の排土厚は必要最小限度とする。
- (10) 客土工事は排土工事を伴う場合又は水源が得られない場合に限るものとし、客土厚は必要最小限度とする。
- (11) 石灰等を施用する場合の施用量は必要最小限度とする。
- (12) 補償費は必要不可欠な場合の立毛、用地等の補償とする。
- (13) 耐久資材（鋼材、コンクリート製品等）については、原則として損料計算とするが、資材の材質、規格により他に転用しても利用度の少ないもの又は撤去費の著しくかかるものについてはこの限りではない。

## 第5 作業実施の際の留意事項

除塩対象区域の決定のための測定後、除塩作業の着手までに相当の日数が経過し、農地の塩分（塩素）濃度が降雨等の影響により低下することが見込まれる場合には、除塩作業の開始前に塩分（塩素）濃度を再測定して除塩作業の実施の必要性を検討すること。

## 別記

1. 賃借料＝運転日当たり賃借料×運転日数＋供用日当たり賃借料×供用日数

$$\text{運転日当たり賃借料} = \text{基礎価格} \times \frac{0.5 \times \text{償却費率} + \text{維持修理費率}}{\text{耐用日数}}$$

$$\text{供用日当たり賃借料} = \text{基礎価格} \times \frac{0.5 \times \text{償却費率} + \text{年間管理費率} \times \text{耐用年数}}{\text{年間標準供用日数} \times \text{耐用年数}}$$

償却費率は0.9とする。

2. 賃料＝市場価格×供用日数

市場価格は施工業者、建設機械貸借業者間の取引市場において形成されている取引単位当たりの賃料価格とする。

供用日数は機械が工事現場に供用される日数（機械を工事現場に搬入し、又は工事現場から搬出するために必要な日数を含む。）をいう。

3. 農林水産省保有機械の借料

$$L = P \times \frac{(0.9 + f) \times (1 + 0.08)}{X} \times \frac{6}{10}$$

L = 1日又は1時間当たりの単位貸付料額

P = 当該土地改良機械器具の購入価格

f = 当該土地改良機械器具の定期整備費率

X = 当該土地改良機械器具の耐用日数又は耐用時間数

#### 4. 国の補助を受けて購入した団体等が所有する機械の賃借料

賃借料 = 運転日当たり賃借料 × 運転日数 + 供用日当たり賃借料 × 供用日数

$$\text{運転日当たり賃借料} = \text{基礎価格} \times \frac{0.5 \times (\text{地元負担率} - \text{残存価格率}) + \text{維持修理費率}}{\text{耐用日数}}$$

供用日当たり賃借料 =

$$\text{基礎価格} \times \frac{0.5 \times (\text{地元負担率} - \text{残存価格率}) + \text{年間管理費率} \times \text{耐用年数}}{\text{年間標準供用日数} \times \text{耐用日数}}$$

残存価格率は0.1とする。

#### 5. 適用機械及び基礎数値

(1) 上記1及び4が適用される機械は、渦巻ポンプ、水中ポンプ、エンジン及び電動機とする。

(2) 上記1及び4に用いられる耐用年数、維持修理費率、年間標準運転日数、年間管理費率及び年間標準供用日数は「激甚災害に係る湛水排除事業の機械経費の積算について」（平成2年4月16日付2-2構造改善局防災課長通達）で定める基準に準拠するものとする。

(3) 上記1及び4に用いられる基礎価格は、次の各号に定めるところによるものとする。

ア 新品の基礎価格は被災年度4月時点における都道府県庁所在地の価格を標準とする。

イ 中古品の基礎価格は下記算式により算定して得た価格とする。

$$P' = P \left( 1 - \frac{0.9}{X} Y \right)$$

P' = 中古品基礎価格

X = 耐用年数

P = 新品基礎価格

Y = 使用年数

#### 附 則

この査定基準は、平成29年6月9日から施行する。